

**平成 28 年度 都内における障害者虐待の状況**  
(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)

<b>1 養護者による障害者虐待についての対応状況</b> .....	<b>1</b>
(1) 相談・通報・届出件数(表 1) .....	1
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 2) .....	2
(3) 事実確認調査の状況(表 3-1、表 3-2、表 3-3、表 4) .....	2
(4) 虐待判断事例について(表 5~18) .....	3
<b>2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況</b> .....	<b>10</b>
(1) 相談・通報・届出件数(表 19) .....	10
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 20).....	10
(3) 事実確認調査の状況(表 21) .....	10
(4) 区市町村から都への報告 .....	11
(5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例(表 22~30) .....	11
<b>3 使用者による障害者虐待についての対応状況</b> .....	<b>15</b>
(1) 相談・通報・届出件数(表 31) .....	15
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 32) .....	15
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について(表 33・34) ....	15
<b>4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表 35)</b> ..	<b>17</b>

**1 養護者による障害者虐待についての対応状況**

(1) 相談・通報・届出件数(表 1)

平成 28 年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、308 件であった。平成 27 年度は 291 件であり、17 件(5.8%)増加した。

表 1 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	236	300	306	291	308
増減 (%)	-	64 (27.1)	6 (2.0)	△15 (△4.9)	17 (5.8)

※ 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日)のみの件数。

(2) 相談・通報・届出者の状況（表2）

相談・通報・届出者の内訳は、「本人による届け出」が105件（34.1%）と最も多く、次いで「施設・事業者の職員」が77件（25.0%）、「当該区市町村行政職員」が32件（10.4%）であった。

表2 相談・通報・届出者の状況（重複あり）

	総数	相談・通報・届出者の内訳														
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）
件数	331	105	17	18	0	18	2	11	77	4	11	32	21	1	13	1
構成割合 (%)	-	34.1	5.5	5.8	0.0	5.8	0.6	3.6	25.0	1.3	3.6	10.4	6.8	0.3	4.2	0.3

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は表1の平成28年度相談・通報・届出件数308件と一致しない。

※ 構成割合は、表1の平成28年度相談・通報・届出件数308件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員が7件、福祉関係機関が5件であった。

(3) 事実確認調査の状況（表3-1、表3-2、表3-3、表4）

「事実確認調査を行った事例」は261件（82.3%）、「事実確認調査を行っていない事例」は56件（17.7%）であった。（表3-1参照）

事実確認調査の結果、区市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」（以下「虐待判断事例」という。）の数は、101件（31.9%）であった。（表3-1参照）

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が140件（53.6%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が116件（44.4%）であり、法第11条に基づく「立入調査により事実確認を行った事例」は5件（1.9%）であった。（表4参照）

表3-1 事実確認調査の状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	261	82.3
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	101	(31.9)
虐待ではないと判断した事例	70	(22.1)
虐待の判断に至らなかった事例	90	(28.4)
事実確認調査を行っていない事例	56	17.7
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	32	(10.1)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	8	(2.5)
他部署等への引継ぎ	16	(5.0)
合計	317	-

※ 合計件数は、表1の相談・通報・届出件数308件と、昨年度（平成28年度）からの繰越し件数9件を合わせた件数である。

表3-2 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	93	110	110	102	101
増減 (%)	-	17 (18.3)	0 (0)	△8 (△7.3)	△1 (△1.0)

表3-3 相談・通報件数に対する虐待を受けたと判断した事例件数の割合

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
虐待を受けたと判断した事例件数(A)	93	110	110	102	101
相談・通報件数(B)	236	300	306	291	308
A/B	39.4%	36.7%	35.9%	35.1%	32.8%

表4 事実確認調査の方法

	件数	構成割合(%)
立入調査（法第11条） <u>以外</u> の方法により事実確認を行った事例	256	98.1
訪問調査により事実確認を行った事例	140	(53.6)
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	116	(44.4)
立入調査（法第11条）により事実確認を行った事例	5	1.9
警察が同行した事例	3	(1.1)
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	2	(0.8)
合計	261	-

(4) 虐待判断事例について

以下、101件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型(表5)

「身体的虐待」が71件(70.3%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が29件(28.7%)、「経済

的虐待」が 28 件(27.7%)、「放棄、放置(ネグレクト)」が 22 件(21.8%)、「性的虐待」が 1 件(1.0%)であった。

表 5 虐待の種別・類型(重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	71	1	29	22	28
構成割合(%)	70.3	1.0	28.7	21.8	27.7

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 101 件と一致しない。

※ 構成割合は、虐待判断事例数 101 件に対するもの。

イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者(以下「虐待者」という。)の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢(表 6、表 7)

被虐待障害者の性別は、「女性」が 67 人(66.3%)、「男性」が 34 人(33.7%)であった。

被虐待障害者の年齢階層別では、「40～49 歳」が 31 人(30.7%)と最も多く、次いで「50～59 歳」が 29 人(28.7%)であった。

表 6 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	34	67	101
構成割合(%)	33.7	66.3	-

表 7 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	7	15	10	31	29	8	1	101
構成割合(%)	6.9	14.9	9.9	30.7	28.7	7.9	1.0	-

(b) 被虐待障害者の障害種別(表 8)

被虐待障害者の障害種別では、「知的障害」が 52 人(51.5%)と最も多く、次いで「身体障害」が 34 人(33.7%)、「精神障害(発達障害を除く)」が 23 人(22.8%)、「難病等」が 3 人(3.0%)であった。

表 8 被虐待障害者の障害種別(重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	34	52	23	0	3
構成割合(%)	33.7	51.5	22.8	0.0	3.0

※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数 101 人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数 101 人に対するもの。

(c) 被虐待障害者の行動障害の有無 (表 9)

被虐待障害者で行動障害がある人 (①、②及び③の総数) は、34 人 (33.7%) であった。

表 9 被虐待障害者の行動障害の有無

	人数	構成割合 (%)
①強い行動障害がある (区分 3、行動関連項目 8 点以上)	8	7.9
②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	1	1.0
③行動障害がある (①、②に該当しない程度の行動障害)	25	24.8
④行動障害がない	67	66.3
⑤行動障害の有無が不明	0	0.0
合計	101	-

(d) 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況 (表 10)

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が 74 人 (73.3%) で最も多く、次いで、「地域生活支援事業のサービス」及び「利用なし」が 15 人 (14.9%) であった。

表 10 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況 (重複あり)

	人数	構成割合 (%)
障害者総合支援法上のサービス	74	73.3
児童福祉法上のサービス	1	1.0
自立支援医療	14	13.9
地域生活支援事業のサービス	15	14.9
区市町村及び都道府県が実施する事業	7	6.9
その他	9	8.9
利用なし	15	14.9

※ 1人が複数のサービス等を利用している場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待障害者数 101 人と一致しない。

※ 構成割合は、被虐待障害者数 101 人に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、介護サービスが 7 人であった。

(e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況 (表 11)

「虐待者と同居」が 87 件 (86.1%) であった。

表 11 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合 (%)
虐待者と同居	87	86.1
虐待者と別居	14	13.9
その他	0	0.0
合計	101	-

(f) 虐待者の年齢 (表 12)

虐待者の年齢階層別では、「60歳以上」が、48人(42.1%)と最も多く、次いで「50～59歳」が28人(24.6%)、「40～49歳」が22人(19.3%)の順であった。

なお、1つの事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数101件に対し、虐待者数は114人であった。

表 12 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	0	7	6	22	28	48	3	114
構成割合 (%)	0	6.1	5.3	19.3	24.6	42.1	2.6	-

(g) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄 (表 13)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が27人(23.7%)と最も多く、次いで「母」が25人(21.9%)の順であった。

表 13 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	合計
人数	27	25	11	3	7	1	1	0	16	9	0	0	14	114
構成割合 (%)	23.7	21.9	9.6	2.6	6.1	0.9	0.9	0.0	14.0	7.9	0.0	0.0	12.3	-

※「その他」における主な内訳は、義父が3人、同居人が2人であった。

ウ 虐待の発生要因等

(a) 虐待の発生要因や状況 (表14)

区市町村等職員が判断した要因では、虐待者側については、「⑥虐待者が虐待と認識していない」が53件(52.5%)で最も多く、次いで「①虐待者の介護疲れ」が32件(31.7%)、「②虐待者の知識や情報の不足」が23件(22.8%)であった。

一方、被虐待者側については、「①被虐待者の介護度や支援度の高さ」が42件(41.6%)で最も多かった。

また、家庭環境については、「①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が44件(43.6%)で最も高かった。

表 14 虐待の発生要因や状況（重複あり）

	虐待者側							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
件数	32	23	5	19	9	53	17	8
増減(%)	31.7	22.8	5.0	18.8	8.9	52.5	16.8	7.9
	被虐待者側			家庭環境				
	①	②	③	①	②	③	④	
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因	
件数	42	21	8	44	18	16	3	
増減(%)	41.6	20.8	7.9	43.6	17.8	15.8	3.0	

※ 構成割合は、被虐待障害者数 101 件に対するもの。

※ 虐待者側の「その他」における内訳は、経済的問題が 4 件、性格等によるものが 4 件であった。

※ 被虐待者側の「その他」における主な内訳は、性格等によるものが 6 件であった。

※ 家庭環境の「その他」における内訳は、家庭内の人間関係等が 3 件であった。

エ 虐待への対応策

(a) 分離の有無(表 15)

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」が 57 件（56.4%）、「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）」が 35 件（34.7%）であった。

表 15 分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	57	56.4
被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数（一度も分離していない被虐待者数）	35	34.7
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	5	5.0
その他	4	4.0
合計	101	-

※ 「その他」における内訳は、すでに分離しており継続して分離した被虐待者数が 4 件であった。

(b) 分離を行った事例の対応の内訳(表 16)

分離を行った事例（表 15 の「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」57 件）における対応は、「①契約による障害福祉サービスの利用」が 24 件（42.1%）と最も多く、次いで、「④ 医療機関への一時入院」が 10 件（17.5%）、「③ ①、②以外の方法による一時保護」が 8 件（14.0%）であった。また、「分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例」は 22 件（38.6%）であった。

表 16 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
①契約による障害福祉サービスの利用	24	42.1
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	6	10.5
③ ①、②以外の方法による一時保護	8	14.0
④医療機関への一時入院	10	17.5
⑤その他	9	15.8
合計	57	-
分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例	22	38.6

※ 構成割合は、分離を行った事例数 57 件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、生活保護施設等の利用が 3 件、高齢者施設等の利用が 2 件、医療機関への入院が 2 件であった。

(c) 分離していない事例の対応の内訳(表 17)

分離していない事例(表 15 の「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数」35 件)における対応では、「①養護者に対する助言・指導」が 23 件(65.7%)と最も多く、次いで「⑥再発防止のための定期的な見守りの実施」が 16 件(45.7%)、「③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用」が 9 件(25.7%)であった。

表 17 分離していない事例の対応の内訳(重複あり)

	件数	構成割合(%)
①養護者に対する助言・指導(②に至った事例を除く)	23	65.7
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	2	5.7
③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	9	25.7
④既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	8	22.9
⑤被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	1	2.9
⑥再発防止のための定期的な見守りの実施	16	45.7
⑦その他	7	20.0

※ 1 つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は分離していない事例数 35 件と一致しない。

※ 構成割合は、分離していない事例数 35 件に対するもの。

オ 権利擁護に関する対応(表 18)

権利擁護に関する対応は、「①成年後見制度利用開始済」が 8 件、「②成年後見制度利用手続中」が 4 件であった。これらを合わせた 12 件のうち、「①、②のうち区市町村長申立ての事例」は 4 件であった。「③日常生活自立支援事業の利用」はなかった。



表 18 権利擁護に関する対応

	件数
①成年後見制度利用開始済	8
②成年後見制度利用手続中	4
①、②のうち区市町村長申立ての事例	4
③日常生活自立支援事業の利用	0

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

### (1) 相談・通報・届出件数(表 19)

平成 28 年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、170 件であった。平成 27 年度は 221 件であり、51 件 (23.1%) 減少した。

表 19 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	107	169	197	221	170
増減 (%)	-	62 (57.9)	28 (16.6)	24 (12.2)	△51 (△23.1)

※ 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期（平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）のみの件数。

### (2) 相談・通報・届出者の状況(表 20)

相談・通報・届出者の内訳は「当該施設・事業所職員」が 48 件 (28.2%) と最も多く、次いで「家族・親族」が 36 件 (21.2%)、「本人による届出」が 26 件 (15.3%) であった。

表 20 相談・通報・届出者の状況（重複あり）

総数	相談・通報・届出者の内訳																				
	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	他の施設・事業所職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	当該区市町村行政職員	警察署	運営適正化委員会（社会福祉法第 83 条）	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）	
件数	187	26	36	7	0	3	0	6	13	48	6	13	2	0	9	0	1	1	3	10	3
構成割合 (%)	-	15.3	21.2	4.1	0.0	1.8	0.0	3.5	7.6	28.2	3.5	7.6	1.2	0.0	5.3	0.0	0.6	0.6	1.8	5.9	1.8

※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は表 19 の平成 28 年度相談・通報・届出件数 170 件と一致しない。また、1つの事例について複数の区市町村が関与した場合も重複して計上している。

※ 構成割合は、表 19 の平成 28 年度相談・通報・届出件数 170 件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員が 7 件であった。

### (3) 事実確認調査の状況(表 21)

「事実確認調査を行った事例」は 134 件 (77.0%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 40 件 (23.0%) であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、43 件 (24.7%) であった。

表 21 事実確認調査の状況（重複あり）

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	134	77.0
虐待の事実が認められた事例	43	(24.7)
虐待の事実が認められなかった事例	50	(28.7)
虐待の判断に至らなかった事例	41	(23.6)
事実確認調査を行っていない事例	40	23.0
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	15	(8.6)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	8	(4.6)
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0)
その他	17	(9.8)
合計	174	-

※ 1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。

※ 合計件数 174 件は、表 19 の相談・通報・届出件数 170 件のうち 169 件（都から都外市町村へ連絡をした事例 1 件を除く）と、他道府県に相談・通報・届出があり当該道府県から都内区市町村に連絡があった事例 4 件と、昨年度（平成 28 年度）からの繰越し事例 1 件の総数である。

※ 構成割合は、合計件数 174 件に対するもの。

※ 事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」43 件は、他道府県にある施設・事業所の事例も含むため、下記「(4) 区市町村から都への報告」の「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都への報告があった件数 23 件と一致しない。

#### (4) 区市町村から都への報告

都内に所在する施設・事業所について、「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都へ 23 件の報告があり、その施設・事業所の数は 21 か所であった（同一の施設・事業所について、複数の区市町村から報告があった事例があるため）。

このほか、区市町村から他道府県に対し、当該道府県管内の施設・事業所において「虐待の事実が認められた事例」は 7 件であった。

#### (5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例

以下、都内の施設・事業所において虐待の事実が認められ、区市町村から報告のあった 21 か所の施設・事業所の事例（以下「虐待判断事例」という。）を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

#### ア 施設・事業所の種別（表 22）

「共同生活援助」が 6 件と最も多く、次いで「障害者支援施設」及び「就労継続支援 B 型」が各 5 件、「放課後等デイサービス」が 3 件、「生活介護」が 2 件、「就労移行支援」が 1 件であった。

表 22 施設・事業所の種別（重複あり）

	障害者 支援施設	生活介護	就労継続 支援B型	就労移行 支援	共同生活 援助	放課後等デ イサービス	合計
件数	5	2	5	1	6	3	22

※ 1つの事例について複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 21 か所と一致しない。

イ 虐待の種別・類型（表 23）

「身体的虐待」が 13 件、「心理的虐待」が 8 件、「経済的虐待」が 4 件、「性的虐待」が 2 件であった。

表 23 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	13	2	8	0	4

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 21 か所と一致しない。

ウ 被虐待障害者の性別及び年齢(表 24、表 25)

被虐待障害者の人数 34 人のうち、被虐待障害者の性別は、「男性」が 21 人 (61.8%)、「女性」が 13 人 (38.2%) であった。

被虐待障害者の年齢階層別では、「40～49 歳」が 10 人 (29.4%) と最も多く、次いで「20～29 歳」が 9 人 (26.5%)、「～19 歳」が 8 人 (23.5%) であった。

表 24 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	21	13	34
構成割合 (%)	61.8	38.2	-

表 25 被虐待障害者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人数	8	9	3	10	3	1	0	34
構成割合 (%)	23.5	26.5	8.8	29.4	8.8	2.9	0	-

エ 被虐待障害者の障害種別（表 26）

障害種別では、「知的障害」が 33 人と最も多く、次いで「身体障害」が 2 人、「精神障害（発達障害を除く）」が 1 人であった。

表 26 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	2	33	1	0	0

※ 1 人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

オ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢（表 27）

虐待者の年齢階層別では、「40～49 歳以上」が 9 人(34.6%)と最も多く、次いで「～29 歳」及び「30～39 歳」が各 5 人(19.2%)であった。

表 27 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	5	5	9	3	3	1	26
構成割合(%)	19.2	19.2	34.6	11.5	11.5	3.8	-

カ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種（表 28）

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種は、「生活支援員」が 10 件と最も多く、次いで「管理者」が 4 件、「世話人」が 2 件、「看護職員」、「保育士」及び「児童発達支援管理責任者」が各 1 件であった。

表 28 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	管理者	看護職員	生活支援員	世話人	保育士	児童発達支援管理責任者	その他
件数	4	1	10	2	1	1	7

※ 「その他」における主な内訳は、介護福祉士 3 件、精神保健福祉士 1 件、サービス介助士 1 件であった。

キ 虐待の発生要因（重複あり）（表 29）

区市町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 16 件(76.2%)で最も多く、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」が 13 件(61.9%)、「倫理観や理念の欠如」が 12 件(57.1%)であった。

表 29 虐待の発生要因（重複あり）

	件数	構成割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	16	76.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	8	38.1
倫理観や理念の欠如	12	57.1
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	13	61.9
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	5	23.8
その他	5	23.8
合計	43	-

※ 構成割合は、虐待判断事例数 21 か所に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、管理体制に関する問題が 5 件であった。

ク 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 30）

区市町村及び都が、虐待判断事例 21 か所に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による対応は、「施設・事業所に対する指導」が 18 件、「改善計画等徴収」が 14 件、「虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導」が 7 件であった。

都が講じた措置（平成 29 年 12 月時点）は、「施設・事業所に対する指導」が 12 件、「改善報告等徴収」が 4 件であった。

表 30 虐待の事実が認められた事例への対応状況（重複あり）

対応状況		件数
区市町村による対応	施設・事業所に対する指導	18
	改善計画等徴収	14
	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	7
	その他	2
都が講じた措置	施設・事業所に対する指導	12
	改善報告等徴収	4

※ 1 つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 21 か所と一致しない。

### 3 使用者による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報・届出件数（表 31）

平成 28 年度、区市町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、51 件であった。なお、平成 27 年度は 50 件であり、1 件（2.0%）増加した。

表 31 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
件数	32	60	52	50	51
増減 (%)	-	28 (87.5)	△8 (△13.4)	△2 (△3.9)	1 (2.0)

※ 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期（平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）のみの件数。

#### (2) 相談・通報・届出者の状況（表 32）

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 19 件（37.3%）と最も多く、次いで「家族・親族」が 7 件（13.7%）であった。

表 32 相談・通報・届出者の状況（重複あり）

	総数	相談・通報・届出者の内訳																
		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	就業・生活支援センター	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該区市町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業者等	成年後見人等	その他	不明（匿名を含む）
件数	53	19	7	5	0	0	0	0	4	1	5	2	0	1	0	0	7	2
構成割合 (%)	-	37.3	13.7	9.8	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	2.0	9.8	3.9	0.0	2.0	0.0	0.0	13.7	3.9

※ 1 つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に計上しているため、総数は表 31 の平成 28 年度相談・通報・届出件数 51 件と一致しない。

※ 構成割合は、表 31 の平成 28 年度相談・通報・届出件数 51 件に対するもの。

※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員が 4 件であった。

#### (3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が 4 か所あった。

このほか、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が 33 か所あった。

以下、合計 37 か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

ア 虐待の種別・類型（表 33）

「経済的虐待」が 30 件、「心理的虐待」が 8 件、「身体的虐待」が 4 件であった。

表 33 虐待の種別・類型（重複あり）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	4	0	8	0	30

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 37 か所と一致しない。

イ 被虐待障害者の障害種別（表 34）

被虐待障害者の人数は 37 人であり、障害種別では、「知的障害」が 28 人と最も多く、次いで「身体障害」が 8 人、「精神障害（発達障害を除く）」が 3 人、「発達障害」が 2 人であった。

表 34 被虐待障害者の障害種別（重複あり）

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	8	28	3	2	0

※ 1人の被虐待障害者について複数の障害者種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。



#### 4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成 28 年度末の状況は以下のとおり。

表 35 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	53	9
	構成割合(%)	85.5%	14.5%
住民への通報義務の周知	区市町村数	52	10
	構成割合(%)	83.9%	16.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	区市町村数	25	37
	構成割合(%)	40.3%	59.7%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修（都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。）	区市町村数	49	13
	構成割合(%)	79.0%	21.0%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓発活動	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法についての周知	区市町村数	46	16
	構成割合(%)	74.2%	25.8%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	区市町村数	10	52
	構成割合(%)	16.1%	83.9%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（既存の自立支援協議会等の組織、ネットワークを活用している場合を含む。）	区市町村数	33	29
	構成割合(%)	53.2%	46.8%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体制強化	区市町村数	39	23
	構成割合(%)	62.9%	37.1%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	区市町村数	29	33
	構成割合(%)	46.8%	53.2%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	区市町村数	35	27
	構成割合(%)	56.5%	43.5%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	区市町村数	42	20
	構成割合(%)	67.7%	32.3%
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	区市町村数	43	19
	構成割合(%)	69.4%	30.6%
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	区市町村数	37	25
	構成割合(%)	59.7%	40.3%
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	区市町村数	24	38
	構成割合(%)	38.7%	61.3%
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成	区市町村数	36	26
	構成割合(%)	58.1%	41.9%
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	区市町村数	8	54
	構成割合(%)	12.9%	87.1%
法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	区市町村数	24	38
	構成割合(%)	38.7%	61.3%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	区市町村数	25	37
	構成割合(%)	40.3%	59.7%